

武雄市民球場指定管理者募集要項

武雄市では、武雄市民球場（以下「球場」という。）の効率的・効果的な管理運営を図るため、「武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「武雄市体育施設設置条例」に基づき、武雄市民球場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）により指定管理者を募集します。

1. 募集概要

(1) 施設概要

施設の名称 武雄市民球場

施設の所在地 武雄市東川登町永野 7927 番地

供用開始 令和4年7月（予定）

施設規模及び内容

敷地面積	: 約 45,000 m ²
メインスタンド	: 1F 各諸室、シャワー室、トイレ、倉庫等 2F 観客席約 420 席（一部屋根付き）、 ベンチ・福祉席・家族席 : トイレ、スロープ、倉庫等
内野盛土スタンド	: 野芝張り
ブルペン	: 両側に 2 レーン、一部屋根付き
外野盛土スタンド	: 野芝張り
グラウンド	: 全面人工芝、両翼 98m、センター122m、 面積約 13,000 m ²
サブグラウンド	: クレイ舗装、34m×48m
バックスクリーン	: 高さ約 8.6m、幅約 20m、掲揚ポール 5 本
スコアボード	: 得点表示盤、球速表示盤等
ナイター設備	: 4 基、LED 投光器
駐車場	: 普通車 124 台、大型バス 5 台
公園	: 天然芝、面積約 2,800 m ²
屋外トイレ	: 男女・みんなのトイレ、倉庫、休憩スペース等
ジョギングコース	: 球場外周約 500m

(2) 募集期間

令和3年7月9日（金）から令和3年9月6日（月）まで

(3) 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。

ただし、球場の供用開始は、令和4年7月を予定しています。それまでの期間は開業準備の業務を行ってください。

(4) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、審査のうえ最優秀提案者を選定します。

(5) 審査

審査にあたっては、「武雄市指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づく指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づいて提出書類により審査を行います。

(6) 審査結果等の通知

審査結果については、応募者に対して速やかに文書で通知します。

(7) 指定管理者の指定

審査により選定された最優秀提案者を指定管理者の候補者とし、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

(8) お問い合わせ先

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市企画部 スポーツ課

電話：0954-27-7091 FAX：0954-23-9120 メール：sports@city.takeo.lg.jp

平日 午前9時から午後5時まで

2. 委託業務概要

業務の概要は以下のとおりです。

業務内容の詳細については、武雄市民球場の管理運営に関する指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 球場の運営に関する業務
- (2) 球場の利用に関する業務
- (3) 球場の維持及び管理に関する業務
- (4) 利用促進に関する業務
- (5) 事業展開に関する業務（自主事業）

3. 指定管理者が行う管理の基準

適正管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的な事項は、次のとおりです。

(1) 業務期間及び業務時間

① 1月4日から12月28日まで

② 午前5時（午前6時）から午後10時まで

ただし、市長が特に必要と認めるときは変更することができます。

(2) 経費の削減

一連の業務を効率よく管理し、コスト削減を図ってください。

(3) 物的能力及び人的配置

施設の維持管理等を安定して行う物的能力及び人的能力を確保してください。

(4) 個人情報の保護について

① 武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

② 武雄市個人情報保護条例（指定管理者については、同条第12条による。）

③ 武雄市個人情報保護条例施行規則

等により、プライバシーの保護対策を図らなければなりません。

指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いたあとにおいても同様とします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

(5) 文書等の保管

指定管理者は、文書に関する標準的な保存年限を定めるほか、業務の実施に当たり作成した文書等を適切に保存、管理してください。また、指定期間終了時に武雄市の指示に従って保管文書等を引き渡してください。

(6) 業務の包括的な第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。その際は、当該委託契約の相手方を市内に本店又は主たる事務所を有する者の中から選定するよう努めてください。

4. 管理経費（委託料）について

球場の管理運営の費用は、利用料金及びその他の収入並びに市からの指定管理に係る委託料を充ててください。指定管理に係る委託料の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたり、市が適当と認める金額の範囲内とし、具体的には、武雄市民球場の管理に関する基本協定書及び毎年度の実施協定（以下「協定」という。）を締結することになります。

管理運営委託料の毎年度の上限額、利用料金等の見込額等については下記のとおりです。

対象年度	指 定 管 理 料 の 上 限 額
令和4年度	金 17,479,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,589,000 円）

実際に支払うこととなる具体的な金額については、指定管理者から提出いただいた事業計画書や収支計画書などの内容を踏まえつつ、市の財政状況なども総合的に考慮しながら、指定管理者と協議・検討のうえ、決定することとなります。

管理運営委託料は、特別な事情がある場合を除き、精算は行いません。

5. 指定管理者の募集及び選定日程

(1) 募集要項等の交付

令和3年7月9日（金）午前9時から令和3年9月5日（月）午後5時まで
土日祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで。

なお、武雄市のホームページからも募集要項等がダウンロードできます。

(2) 交付の場所

武雄市役所 2階 企画部スポーツ課

(3) 質問事項の受付期間

令和3年7月9日（金）午前9時から令和3年8月20日（金）午後5時まで

(4) 公募説明会

令和3年7月28日（水）午後2時 場所：武雄市民球場
武雄市東川登町永野 7927 番地

(5) 指定管理者指定申請書（事業計画書等）の提出締め切り

令和3年9月6日（金）午後5時まで

(6) 審査（書類審査及び事業計画のヒアリング）

令和3年9月中旬頃に書類審査、事業計画のヒアリングを予定

(7) 候補者の内定

令和3年10月下旬頃を予定

(8) 候補者の選定結果通知

令和3年12月下旬頃を予定

6. 募集に関する事項

(1) 提出方法

令和3年9月6日（月）午後5時までに、武雄市役所企画部スポーツ課まで持参又は郵送で提出してください。なお、郵送の場合には、令和3年9月6日（月）午後5時必着とします。

(2) 指定申請の取り下げ

指定申請書を提出後に辞退される場合は、ヒアリングによる審査を行う前日午後5時までに指定管理者指定申請の取下届（様式第9号）を武雄市企画部スポーツ課へ提出してください。

7. 応募に関する事項

(1) 応募者の要件

球場の管理運営ができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、緊急時における迅速な対応ができる者。（個人は不可）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループによる応募も可能です。その場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表団体を定めていただきます。なお、共同企業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

ただし、以下の各項に掲げる団体は、応募者の構成員になることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 武雄市の指名停止を受けている期間中の者

ウ 指定管理者の指定申請の受付期間において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者

オ 管理運営の業務内容を円滑に遂行できる安定的で健全な財務能力を有しない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 応募書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類により申請してください。

① 武雄市民球場指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 添付書類

○武雄市民球場管理業務事業計画書（様式第2号）

○武雄市民球場管理業務収支計画書（様式第3号）

○武雄市民球場管理業務の見積書（様式第4号）

○団体の概要（設立趣旨、事業内容等）（様式第5号）

○誓約書（様式第6号）

○代理人を選出する場合は、委任状（様式第7号）

○付属書類

- ・団体の構成員名簿（団体の役員及び施設の管理に従事する者の氏名、住所、生年月日）
- ・登記事項証明書（3か月以内に取得した履歴事項全部証明書）
- ・定款等（団体の規約）
- ・直近3期分の事業報告書（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）等決算状況が確認できる書類）
- ・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」並びに県税及び市税に滞納がないことを証する書類）
- ・その他参考資料（団体の現在取得されている球場管理業務に有効な資格等があれば写しを添付してください。）

(3) 提出部数

提出部数は、すべて正本1部、副本12部（副本は複写可）の計13部とします。

また、提出書類の編綴順は、上記の添付書類の記載順とします。

(4) 質問及び回答

事業計画書等の作成に関する質問は、下記により受け付け後、回答します。

① 質問

ア 質問の受付期間

令和3年7月9日（金）から令和3年8月20日（金）午後5時までとします。

イ 受付方法

文書形式（様式第10号）により、郵送及び電子メールによる質問を受付けます。

（8月20日（金）午後5時必着）

② 回答方法

質問集約後、令和3年8月30日（月）までに各応募者に回答します。

(5) 留意事項

① 接触の禁止

指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関係者に対して、事業計画書等の審査にあたって公平性を損なうような接触を禁止します。

② 複数申請の禁止

武雄市民球場の指定管理者募集への応募は、1団体につき1申請のみとします。

③ 他の応募者の構成員に関する制限等

応募に際して提出する管理体制の構成員は、他の応募団体が提出する管理体制の構成員になることはできません。

また、指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関係者は、管理体制の構成員になることができません。

④ 応募書類の取扱い

応募書類については、一切返却をしません。

⑤ 応募に関する費用負担

応募に際しての必要な費用は、応募者負担とします。

⑥ 記載事項の変更

指定申請書等の記載事項に変更があった場合には、武雄市民球場指定管理者募集の事業計画書及び添付書類等記載事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく変更内容を証明できる書類を添えて届けてください。ただし、提出期限を過ぎた書類の変更は認めません。

⑦ 事業計画書の再提出

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、認めません。

⑧ 提出書類の取り扱い及び著作権

団体が提出した書類等の著作権は、それぞれの団体に帰属します。

なお、指定管理者の選定に関し、審査結果を公表する場合や審査に必要と認められるときには、武雄市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

⑨ 提出書類の規格

申請に係る書類及び参考資料等は日本工業規格A列4番の規格を使用するものとします。

⑩ 言語、通貨、単位等

事業計画に用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(6) 応募者の失格

提出書類の審査の結果、応募者の要件を満たしていない場合は失格とし、ヒアリングによる審査は行わないこととします。また、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

① 応募書類に関するもの

- ・提出方法を遵守せずに提出されたもの
- ・作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ・記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
(様式第6号の誓約書の場合は、失格とします。)
- ・添付書類及び付属書類が不足しているもの

② 関係者との接触に関するもので、次の場合は失格とします。

審査委員、本市職員ならびに関係者に対して、事業計画書等の審査にあたって公平性を損なうような接触をしたことが認められた場合

8. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、提出書類による審査を行い、応募者の中から本事業に最も優れた応募者を選定します。

なお、提出いただいた事業計画等に仕様書を満たしていない内容がある場合には、選定の対象とならない場合があります。

(2) 事前ヒアリングの実施

応募締め切り後、担当課においてヒアリングを実施します。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、指定申請書を提出した全応募者に文書で通知を行います。

(4) 審査事務の所管

審査事務については、武雄市企画部スポーツ課が行います。

(5) 事業計画書の評価基準

事業計画書等を公正に審査するため「武雄市指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づく指定管理候補者選定委員会において評価を行います。

選定委員会は、事業計画書等の提出書類の書類審査により、以下の評価基準をもって審査を行い、最も優れた提案をした応募者を候補者として選定します。

① 管理運営計画

事業計画書による施設の運営が市民の利用に関し公平性を確保することができるものであること（施設の目的との合致、公平性）

② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の

縮減が図られるものであること（業務の効率的運営、サービスの提供）

- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
（職員体制、防災対策及び緊急時の対応）
- ④ 施設の設置目的を達成するために必要な事業を実施するものと認められること
（業務実績及び自主事業、広報・誘客対策、業務の提案及び改善策）

(6) 候補者の補欠者

武雄市は、審査により選定された最優秀提案者の他に基準点以上の提案者の中から必要と認める数の指定管理者の候補者の補欠者及びその順位を定めることができるものとし、指定管理者又は指定管理者の候補者に事故があった場合は、その順位に従い補欠者と管理に当たっての細目の協議を行い、次の候補者を決定するものとします。

① 補欠者の有効期限

補欠者の有効期限は、令和5年3月31日までとします。

② 補欠順位等の通知

補欠順位等の通知は、審査結果を通知する際に通知するものとします。

9. 指定管理者の指定

武雄市は、審査により選定された最優秀提案者を指定管理者の候補者とし、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

また、指定管理者が行う管理運営業務の内容及び経費については、事業計画書に記載された内容及びヒアリングの内容を基本としますが、指定管理者の指定後、協定締結前までに、事業計画書の内容を精査のうえ、再度詳細について協議し確認することとします。

なお、指定管理者の候補者となった日から指定管理者の指定期間が満了する日までに役員及び管理に従事する者に異動があった場合は、異動があった日から1週間以内に様式第6号の誓約書に異動者名簿を添えて提出することとします。

10. 関係法令等の遵守

管理運営を実施するにあたっては、以下の法規をはじめ、関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、入居者の管理及び施設の維持保全に関して十分な公平性の確保や管理運営を通して取得した個人情報の保護等については十分留意してください。

- ・地方自治法・同法施行令
- ・武雄市体育施設設置条例・同条例施行規則
- ・武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例・同条例施行規則
- ・武雄市個人情報保護条例・同法施行規則
- ・その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

なお、契約期間中に法令等の改正があった場合は改正された内容を遵守すること。

1 1. 指定等の取消し

候補者又は指定管理者が法令違反等により候補者又は指定管理者として適当でないと市長が認める場合は、候補者の決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

その場合、候補者又は指定管理者の損害に対して、武雄市は賠償を行いません。また、取り消しに伴う武雄市の損害について、候補者又は指定管理者に対し損害賠償請求を行うことがあります。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを実施するものとします。

1 2. 協定について

(1) 協定の締結

候補者の選考の結果、最も優秀な提案を行った申請者を候補者として決定し、武雄市は管理に当たっての細目を協議します。交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点の応募者を候補者として決定し、協議成立後、指定管理の候補者として市議会に提案し、議会の議決後に指定管理者として正式に指定します。指定後に協議結果に基づいて、管理に関する協定を締結することとなります。

(2) 協定の内容

- ア 指定管理者が行う業務の内容について
- イ 指定管理期間について
- ウ 指定管理者の市条例等の遵守義務について
- エ 施設の改修、備品等の整備について
- オ 再委託の取扱いについて
- カ 管理運営費（委託料）の金額及び支払いについて
- キ 事業計画書の作成、提出について
- ク 事業報告書の作成、提出について
- ケ 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備、保管について
- コ 業務上知り得た事項の守秘義務について
- サ 個人情報の保護について
- シ 変更の届出について（定款、事務所の所在地、代表者の氏名等）
- ス 損害賠償の義務及びその他のリスク分担について
- セ 指定管理者の指定取消及び管理業務の停止等について
- ソ 事故、災害等の緊急時における対応について
- タ 協定書に定めない事項及び協定内容に疑義が生じた場合の対応について
- チ その他市が必要と認める事項について

1.3. リスク分担に対する基本的な考え方

指定管理者は、管理業務の実施主体として責任を負うこととなります。ただし、指定管理者の責めに帰し得ない事由によるリスクは、下記により分担を行うこととします。

指定管理者の責めに帰すべき事由（故意、過失、怠慢等）により生じたものについては、指定管理者の責任（負担）となります。

	No.	リスクの内容	負担者		備考
			武雄市	指定管理者	
募集手続リスク	1	募集要項等本事業に係る公表した資料の誤り・変更等に関するもの	○		
法令等変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規正法の成立	○		
	3	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○	
	4	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○	法人税・法人住民税等
	5	消費税の変更による本事業への影響	○		
許認可リスク	6	事業の実施にあたっての武雄市が取得すべき許認可取得の遅延・失効等	○		
	7	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効等		○	
第三者賠償リスク	8	武雄市の責めに帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○		
	9	指定管理者が行う業務に起因する事故により第三者に与えた損害		○	
	10	上記以外の理由により、第三者に与えた損害	○	○	リスク条件に応じて、武雄市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
管理運営業務の変更・中止等のリスク	11	武雄市の指示、議会の不承認等による本事業の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
	12	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○	
	13	指定管理者の事業放棄・破綻		○	
不可抗力リスク	14	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等武雄市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止	○		
	15	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等武雄市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）により、第三者に与えた損害	○	△	事故時の指定管理者の適切な処理を確保するため、指定管理者にも一部負担させる。
	16	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高波、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等武雄市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備の損害	○	○	リスク条件に応じて、武雄市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
施設損傷リスク	17	武雄市の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷	○		
	18	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷		○	

	19	第三者の事由による事故・火災等で市が所有する施設・設備が損傷	○	○	リスク内容に応じて、武雄市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
性能リスク	20	指定管理者の実施する業務内容が武雄市の要求水準に達しないことによるもの		○	
業務内容変更リスク	21	武雄市の指示による業務内容・用途の変更によるもの	○		
	22	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○	
物価・金利変更リスク	23	インフレ等による物価変動によるもの		○	
	24	金利変動によるもの		○	
	25	資金調達の遅延・困難等によるもの		○	
需要変動リスク	26	利用者数などの需要変動による収入の変動		○	
	27	実施条件を超える需要変動	○	○	リスク条件に応じて、武雄市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
セキュリティ	28	警備不備及び指定管理者の職員による情報漏えい		○	
原状回復リスク	29	指定期間満了時または指定の停止時における原状回復にかかる費用		○	